

必ずチェック!
使用者も、労働者も。

令和6年度版

福井県の最低賃金

福井県最低賃金

時間額 () は改定前

効力発生日

福井県内で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

984円(931円)

令和**6**年
10月**5**日

ただし、下表の福井県内産業の基幹的労働者とその使用者については、該当する特定最低賃金が適用されます。

福井県内の特定最低賃金

特定最低賃金件名

時間額 () は改定前

紡績業、化学繊維、
織物、染色整理業

令和**6**年**10**月**5**日から、

福井県
最低賃金 **984**円(931円)が適用されます。

繊維機械、
金属加工機械製造業

令和**6**年**10**月**5**日から、

福井県
最低賃金 **984**円(933円)が適用されます。

電気機械器具製造業
(略称)

令和**6**年**10**月**5**日から、

福井県
最低賃金 **984**円(931円)が適用されます。

百貨店、総合スーパー

衣、食、住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所であって、従業員が常時50人以上のもの

令和**6**年**10**月**5**日から、

福井県
最低賃金 **984**円(931円)が適用されます。

令和6年度、福井県内の特定最低賃金の金額改正はありません。

※特定最低賃金の適用業種の詳細については、裏面を御参照ください。

- 注** 1. 最低賃金の対象となる賃金には、①精皆勤手当、②通勤手当、③家族手当、④臨時に支払われる賃金(結婚手当など)、⑤1月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)、⑥時間外労働・休日労働に対する賃金、⑦深夜労働に対する割増賃金は算入されません。
①～⑦を除いた時間額(時間単価)が、上記の最低賃金額以上となる必要があります。
2. 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される労働者には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
3. 精神や身体の障害により他の労働者に比べて著しく労働能力の低い者などには、使用者が福井労働局長の許可を受けることを条件として、個別に最低賃金額を減額して適用することが認められています。

お問合せ

福井労働局

労働基準部 賃金室

TEL 0776 (22) 2691

福井労働基準監督署
TEL 0776 (54) 6167

敦賀労働基準監督署
TEL 0770 (22) 0745

武生労働基準監督署
TEL 0778 (23) 1440

大野労働基準監督署
TEL 0779 (66) 3838

特定最低賃金の適用業種一覧

特定最低賃金件名		日本標準産業分類（平成25年10月改定）				
福井県 特定最低賃金	紡績業、化学繊維、織物、染色整理業	E1112	化学繊維製造業	左記産業に係る管理、補助的経済活動を行う事業所	純粋持株会社 〔管理する全子会社を通じての主要な経済活動が左記産業に分類されるものに限る〕	
		E1114	綿紡績業			
		E1115	化学繊維紡績業			
		E1116	毛紡績業			
		E1119	その他の紡績業			
			*E1111 製糸業、E1113 炭素繊維製造業、E1117 ねん糸製造業（かさ高加工系を除く）及びE1118 かさ高加工系製造業は除かれます。			
		E112	織物業（ただし、E1125 細幅織物業を除く）			
		E114	染色整理業			
	繊維機械、金属加工機械製造業	E263	繊維機械製造業（ただし、工業用ミシン製造業、家庭用ミシン製造業、毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む）を除く）			
		E266	金属加工機械製造業			
	電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電子応用装置、通信機械器具・同関連機械器具、映像・音響機械器具製造業	E281	電子デバイス製造業			E110 E260 E280 E290 E300 I560
		E282	電子部品製造業			
		E283	記録メディア製造業			
		E284	電子回路製造業			
		E285	ユニット部品製造業			
		E289	その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業			
		E291	発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業			
		E292	産業用電気機械器具製造業			
		E296	電子応用装置製造業			
		E301	通信機械器具・同関連機械器具製造業			
百貨店、総合スーパー	E302	映像・音響機械器具製造業				
	I561	百貨店、総合スーパー 少なくとも、衣、食、住にわたる各種商品を小売していて、販売額比率が各々10%以上70%未満で従業者が常時50人以上の事業所（店舗）は該当します。				

使用者の皆様へ

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者の範囲及びこれらの労働者に係る最低賃金額、算入しない賃金並びに効力発生年月日を、常時作業場の見やすい場所に掲示するなどの方法により周知する必要があります。（最低賃金法第8条）

事業主の皆様へ 賃金の引上げを支援します。

業務改善助成金

生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。支給対象者と支給要件、助成金は一定の条件があります。

詳しくはWEBで確認！ [業務改善助成金](#) [検索](#)

または、業務改善助成金コールセンターに確認 TEL: 0120-366-440 (平日 8:30～17:15)

無料相談

賃金引上げにお悩みの方は、ふくい働き方改革推進支援センターにご相談ください。

ふくい働き方改革推進支援センター

〒918-8004 福井市西木田2丁目8番1号 福井商工会議所ビル1階

TEL: 0120-14-4864 (平日 9:00～17:00)